

茨城県における IT 人財の育成に向けた連携と協力に関する協定

茨城県（以下「甲」という。）、一般社団法人 茨城県経営者協会（以下「乙」という。）、及び日本アイ・ビー・エム株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり IT 人財の育成に向けた協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、連携と協力により、「いばらき IT 人財教育モデル P-TECH」（以下「いばらき P-TECH」という。）事業を円滑に推進し、真に産業界が必要とする IT 人財の育成を推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は第1条の目的を達成するために次に掲げる事項について相互に連携協力するものとする。

- 1 甲が定める「いばらき IT 人財教育モデル P-TECH 実施基準」に基づき教育内容等を実践すること。
- 2 その他、甲、乙及び丙の協議により実施する IT 人財の育成に資する連携事業を実施すること。

（実施校）

第3条 本協定において実施する事業実施校は、「いばらき IT 人財教育モデル P-TECH 実施基準」（別表2）に記載のとおりとする。

（連携協力体制）

第4条 甲は、連携事項を円滑に推進するため「いばらき P-TECH コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）を設置及び運営し、乙及び丙はこれに参加する。乙および丙は、コンソーシアムおよび連携事項を推進するための役割分担を別途協議し定めることとする。丙は、本県以外における P-TECH の蓄積知識を活用して甲及び乙に当該コンソーシアムおよび事業の運営について助言するものとする。

（実施期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、甲、乙及び丙のいずれからも書面による解除の申し入れがない場合、協定の期間を1年間延長するものとし、以降も同様とする。また、甲、乙及び丙のいずれかから協定の期間終了の3か月前までに書面による解除の申し入れがあった場合には、協議の上解除の方法等を決定する。

(その他)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙の協議により決定する。

本協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙は、それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年7月13日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県知事

乙 茨城県水戸市桜川2丁目2番35号 茨城県産業会館11F
一般社団法人 茨城県経営者協会
会長

丙 東京都中央区日本橋箱崎町19番21号
日本アイ・ビー・エム株式会社
代表取締役